生物多様性国家戦略の改定について

1. 改定の背景等

- ・現行の生物多様性国家戦略は、生物多様性基本法(平成 20 年法律第 58 号)に基づき、平成 22 年 3 月に閣議決定されている。
- ・下記背景等を踏まえ、平成 24 年 10 月にインドで開催される生物多様性 条約第 11 回締約国会議(COP11)に間に合うよう、平成 24 年 9 月の閣議 決定を目指して見直し作業を実施中。
 - ①現行の生物多様性国家戦略の計画期間は、概ね平成24年度までとされていること
 - ②COP10 において採択された愛知目標において「2015 年までに、各締約国が、効果的で参加型の改定生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している(目標17)」ことが盛り込まれるなど、COP10 の成果を踏まえた見直しが求められていること

2. 次期国家戦略の作業方針

①愛知目標の達成に向けたロードマップの提示

- ・生物多様性の状況や取組の優先度等に応じた国別目標を設定し、愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示す。
- ・目標の達成状況を測るための指標についても検討する。

②生物多様性地域戦略の指針となるべき事項の具体的提示

・都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、生物多様性地域戦略の策定に努めることとされているが、策定済みの自治体は18都道県14市2町1区に留まっている。このため、生物多様性国家戦略において生物多様性地域戦略の策定に向けた指針を具体的に示し、生物多様性地域戦略の策定と同戦略に基づくボトムアップ型の取組を促進する。

③わかりやすさ、読みやすさの工夫

・必要に応じて構成を見直すとともに、わかりやすく、読みやすいものとする。

生物多様性国家戦略の変更に係るスケジュール(予定)

1月27日 関係省庁連絡会議

2月 9日 中央環境審議会自然環境・野生生物合同部会 (国家戦略の変更に係る諮問等)

3月~6月 中央環境審議会生物多様性国家戦略小委員会 (国家戦略変更案に係る検討等)

- ■第1回小委員会(3月16日(金))
 - 検討の進め方
 - ・各省施策ヒアリング
- ■第2回小委員会(4月12日(木))
 - ・関係団体ヒアリング
 - ・次期国家戦略において検討すべき事項
- ■第3回小委員会(4月23日(月))
 - ・次期国家戦略における論点の検討
- ■第4回小委員会(5月14日(月))
 - ・次期国家戦略(素案骨子)の検討
- ■第5回小委員会(5月31日(木))
 - ・次期国家戦略(素案)の検討
- ■第6回小委員会(6月11日(月))
 - ・次期国家戦略(案)の検討
- ■第7回小委員会(6月26日(火))
 - ・次期国家戦略(案)の検討

7月 パブリックコメントの実施(1ヶ月)及び結果整理

8月~9月 中央環境審議会自然環境・野生生物合同部会 (次期国家戦略の案の検討、答申)

関係省庁連絡会議

閣議決定

10月 生物多様性条約第 11 回締約国会議 (COP11) (於:インド・ハイデラバード)

1. 生物多様性国家戦略

(1) 概 要

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画として、 生物多様性条約及び生物多様性基本法(平成20年施行)に基づき策定

(2)経緯

平成5年 日本が生物多様性条約を締結

平成7年 「生物多様性国家戦略」の決定

平成 14 年 「新・生物多様性国家戦略」の決定

平成 19 年 「第三次生物多様性国家戦略」の決定

- 平成 20 年 生物多様性基本法の施行

平成 22 年 「生物多様性国家戦略 2010」の閣議決定

「生物多様性の4つの危機」

①開発 ②人間活動の縮小による危機 ③外来種等 ④地球温暖化

「中長期目標」と「短期目標」

- ⇒中長期目標(2050年):生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとする
- ⇒短 期 目 標 (2020年):生物多様性の損失を止めるために、2020年までに、
 - ・生物多様性の状況の分析・把握、保全活動の拡大、維持・回復
 - ・生物多様性を減少させない方法の構築、持続可能な利用
 - 生物多様性の社会における主流化、新たな活動の実践

「4つの基本戦略」(概ね平成24年度までに重点的に取り組む施策の方向性)

①社会への浸透

- ②人と自然の関係の再構築
- ③森・里・川・海のつながりの確保 ④地球規模の視野を持った行動

「行動計画」

約720の具体的施策と35の数値目標を提示

平成 22 年 生物多様性条約第 10 回締約国会議の開催 (愛知県名古屋市) <愛知目標の採択>

平成 24 年 COP10 の成果を踏まえた国家戦略の改定

平成 24 年 COP11 (インド) の開催

2. 愛知目標

戦略目標A.生物多様性を主流化し、生物多様性の損失の根本原因に対処

目標1:生物多様性の価値と行動の認識

目標2:生物多様性の価値を国・地方の計画に統合、国家勘定・報告制度に組込

目標3:有害な補助金の廃止・改革、正の奨励措置の策定・適用

目標4:持続可能な生産・消費計画の実施

戦略目標B.直接的な圧力の減少、持続可能な利用の促進

目標5:森林を含む自然生息地の損失を半減→ゼロへ、劣化・分断を顕著に減少

目標6:水産資源を持続的に漁獲

目標7:農業・養殖業・林業を持続可能に管理

目標8:汚染を有害でない水準へ 目標9:侵略的外来種の制御・根絶

目標 10:脆弱な生態系への悪影響の最小化

戦略目標C、生態系、種及び遺伝子の多様性を守り生物多様性の状況を改善

目標 11: 陸域の 17%、海域の 10%を保護地域等へ

目標 12:絶滅危惧種の絶滅・減少が防止

目標 13:作物・家畜の遺伝子の多様性の維持・損失の最小化

戦略目標D. 生物多様性及び生態系サービスからの恩恵の強化

目標 14: 自然の恵みの提供・回復・保全

目標 15: 劣化した生態系の 15%以上の回復を 通じ気候変動緩和・適応に貢献

目標 16: ABS に関する名古屋議定書の施行・運用

戦略目標日、参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化

日標 17: 国家戦略の策定・実施

目標 18:伝統的知識の尊重・主流化目標 19:関連知識・科学技術の改善目標 20:資金資源を顕著に増加